平成２１年（フ）第２９８号
秋田市寺内堂ノ沢３丁目１番20号　ウィンベルＴ－２Ｄ
債務者　櫻谷　稚昌
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０３号
秋田市旭北錦町５番27号　ロイヤルレジデンス203
債務者　佐藤フミ子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０４号
秋田市旭北錦町５番27号　ロイヤルレジデンス203
債務者　佐藤　英幸
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０６号
秋田市牛島西２丁目10番４―19号
債務者　二田　重一
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７１号
長野市稲里町中氷鉋828番地１、前住所長野市稲里町中氷鉋1128番地１
債務者　田村奈雅子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７２６号
京都市伏見区深草大亀谷大山町30番地25
債務者　森　　久直
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２９４号
徳島県板野郡上板町引野字門田19番地
債務者　三木和加子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６号
奈良県吉野郡大淀町大字土田507番地の122
債務者　米田　静代（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第７３号
石川県能美市寺井町や144番地　フォンテーヌⅠ・202号、従前の住所石川県白山市村井町2004番地７
債務者　吉田　　学
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第８６３号
神戸市中央区元町通４丁目６番18―905号
債務者　重野　美香
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９１７号
神戸市長田区水笠通６丁目４番８号
債務者　井上　弘美
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９７０号
兵庫県三田市三輪２丁目４番５―401号
債務者　中山　　豊
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９７７号
神戸市須磨区中落合３丁目１　211―304、住民票上の住所神戸市須磨区友が丘９丁目2603番地の85　Ｆ―504号　仲上方
債務者　明見　浩二
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９９８号
神戸市東灘区御影１丁目16番15―502号、従前の住所神戸市東灘区御影１丁目16番15―402号
債務者　下條　貴子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４５号
島根県八束郡東出雲町錦新町３丁目２番２号
債務者　川合慎太郎
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１５号
北海道旭川市新富２条２丁目３番１号
債務者　樋口　昭仁
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３１号
北海道旭川市豊岡８条３丁目３番９号
債務者　田中ヤスヨ
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部